成形圖說

農事部　二

145
30
1

東京圖書館
和書門
農書類
一五函（一四五）
二〇架
一九號
三〇冊

ガラス使用

成形圖説巻之二

目録

田地（タドコロ）　附 歩法（ツボヅケ）
里程（ミチノリ）
土宜（ツチガラ）
隠田（ナビタ）
畔畻（クロアゼ）
白田（ハタケ）
畦畛（ウネウネチ）　附 畎畷（タミゾナハテ）
鹵田（シホハマ）　附 沙田（ミナトタ）

TOKIO LIBRARY 東京書籍館 明治五年文部省創立 FOUNDED BY MOMBUSHO
明治八年文部省交付

成形圖說卷之二

農事部（田地類）

多登古呂（書紀○即田地也東鑑にハ田所とかけり橘次為茂賜富士郡田所職と又太平記伯耆卷曰執事田所）かけるハなどいへるを登古呂と毀て登古とのミいふて苗床床假なと是なり

志呂（同上）　古奈多（和名鈔水田の字を訓めり又和田ハ仁義多熟田の事なり說文暵音柔和田也）

田地（書禹貢○玉篇田土也地也說文樹穀曰田象四口十阡陌之制也正韻土已耕曰田又耕治之謂田）

蕃名レイストラント

塩土傳に田ハ平（ヒラ）也一說に平ハ田開の義より出たりと按に田とハ本水田を主としていふ故に水田を多とも訓陸田を波多と訓る孝德紀に分割（ワカチサイテ）水陸（ハメヲ）とも又民部式に

ガラス使用

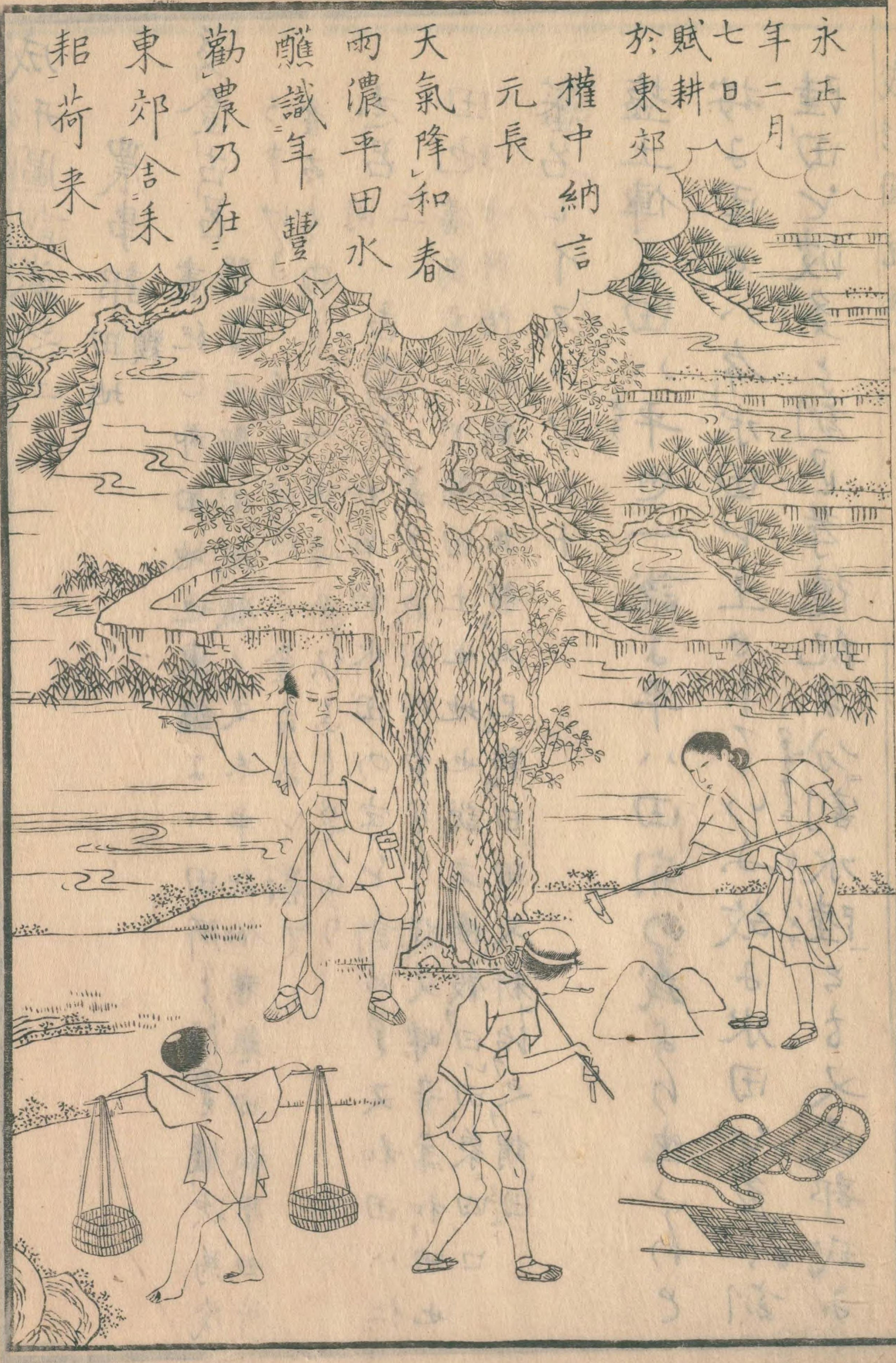

永正三年二月七日賦耕於東郊

權中納言元長

天氣降和春雨濃
平田水醲識年豐
勸農乃在東郊
舍耒耜荷耒

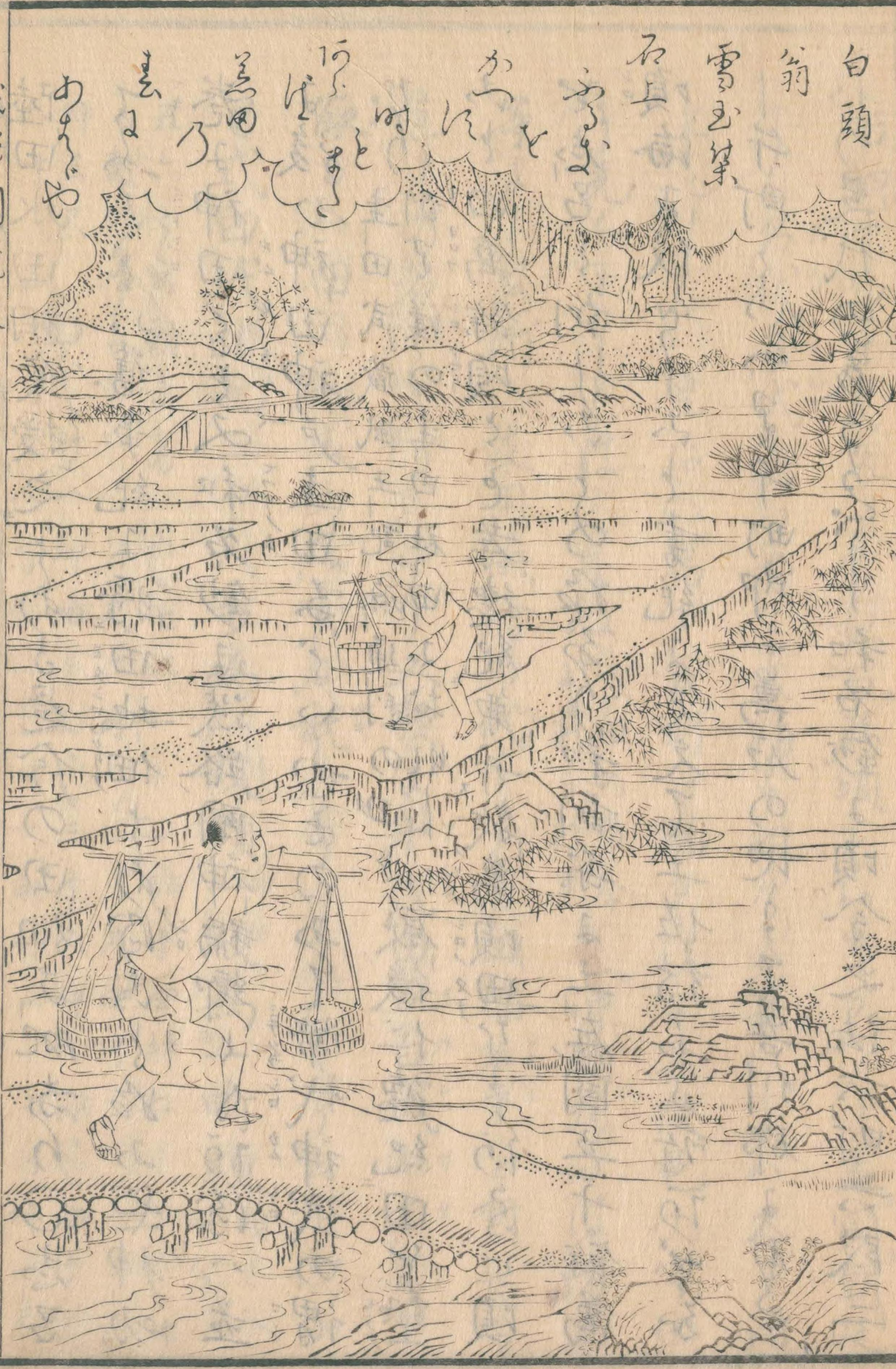

白頭翁

雪玉集

石上ふるきをかへに時とまつ行はけ荒田乃まよあきずや

陸田水田相交授之とある是今の田畑支配なり○志呂てふ名とハ舊事紀に將田地佃とあること始めや神功巻に神田とも又和名鈔に淡路國神稲郷ともあるハ並に後ハ神田神戸圭田などいふをのみて幣代神代の謂なり（圭田武蔵風土記麻通利の田と訓り漢の圭田社田におれし）厥後仁徳紀田と墾こと四萬餘頃とも孝徳紀弟弁數萬頃田なりといふハ頃を志呂と訓しことの始なり和訓栞に土左国五十餘萬頃海に没せしこと書紀に見えて土佐傳ふる所ハぜなし千町といへり千町即一萬石の地にて吾川郡にありけり是代の義なるべし和名鈔に頃今之法六町六段二百四十歩と見えたり畝百為頃とハちがへり蓋同朝廷より名代子代といふこと始められたる其代とハ太子諸王もしくハ皇后の為に食封を賜り後に其陵邑の守田に充らましとは見えぬ（守田の事令に載られき）是神廟なるは諸王等によりての支用供給の代として田稲若干を封せられしの名とぞ聞えたり又歌に十代田五百代小田など詠るハ田の物成の實に就名なるべし今云定代ハ延式曰代頭也三十六歩為一段頭一段為一町頭（頭とハ假令ハ五六とも云頭に當る數の事なり）

一代（七坪一尺二寸）　二代（十四坪二尺四寸）　三代（廿一坪三尺六寸）
四代（廿八坪四尺八寸）　五代（三十六坪一畝也）　六代（四十三坪一尺

ガラス使用

（二寸一畝七歩余）七代（五十坪二尺四寸一畝十四歩）八代（五十七坪三尺六寸一畝三十一歩）九代（六十四坪四尺八寸一畝廿八歩余）十代（七十二坪二畝也）廿代（百四十四坪四畝也）卅代（二百十六坪六畝也）四十代（二百八十八坪八畝也）五十代（三百六十坪一段也）右の割にてハ五十代ハ三百六十坪まて一段也

百代ハ七百廿坪二段也　五百代ハ三千六百坪十段也

千代ハ七千二百坪廿段也　五千代ハ三万六千坪百段也　一万代ハ七万二千坪二百段也　五万代ハ三十六万坪千段也　十万代ハ七十二万坪二千段也　五十万代三百六十万坪万段也今田家東代西代北代なども云

古事記傳ニ曰代とは崇神紀ニ倭國之物實（モノシロ）といふ實（シロ）にて何にまれそ物を指て云今世に代物（シロモノ）といふ言（コト）此に叶へり其と現れたる物を云ふにて灼然（イチシロシ）など云志呂と同し（今按薩摩國新田宮藏弘安四年閏七月執達狀芋代（イモシロ）桑代（クハシロ）作稲（ツクリシロ）御年貢以下とあれど此芋代桑代も其田の物實（モノシロ）と云）

孝德紀ニ曰凡田長三十歩廣十二歩為段（キダト）十段為町（マチト）淡海公令ニ曰度（ハカル）地五尺為歩三百歩為里三代格ニ曰以大方六尺為歩拾芥抄ニ曰凡田以方六尺為一歩といへり此令の一尺ハ今の曲尺にてハ一尺二寸にあたるその五尺四方を一歩とするとは格の大方六尺ハ令の五尺一尺にて云大とハ量地尺の事也故に名ハ五尺六尺の不同あれども地に度（カリ）捗の實なし（この五尺六尺の事古より毛利大小尺ハ河るときゝ〱唯度制畧考）

ガラス使用

然之と辨せり或問田令集解古記曰雜令度地以五尺為步又和銅六年二月十九日格其度地以六尺為步者未知令格之趣并段積等改易之義答曰令以五尺為步者是高麗法曰為度地令便而尺作長大以二百五十步為段者亦是高麗術以高麗五尺准今尺大六尺相當故格云以六尺為步者則是令五尺內積步改名六尺積步耳其於地无所損益也　書紀通證曰中古之制方六尺五寸為一步即一間なり天正中復用六尺蓋準古五尺中古ハ六尺五寸とする事誰より始りしにや按に田割も六尺五寸とせしを豊太閤の定にや天正年中復改とする復の字證とすべし上世六尺の田割にて一町三千六百坪の積なりし文祿五六の後に改て三千坪を一町とす凡　本邦の田制町段畝步分厘の次第あり古今田制別畫圖左のごとし

六尺一坪和銅の制也

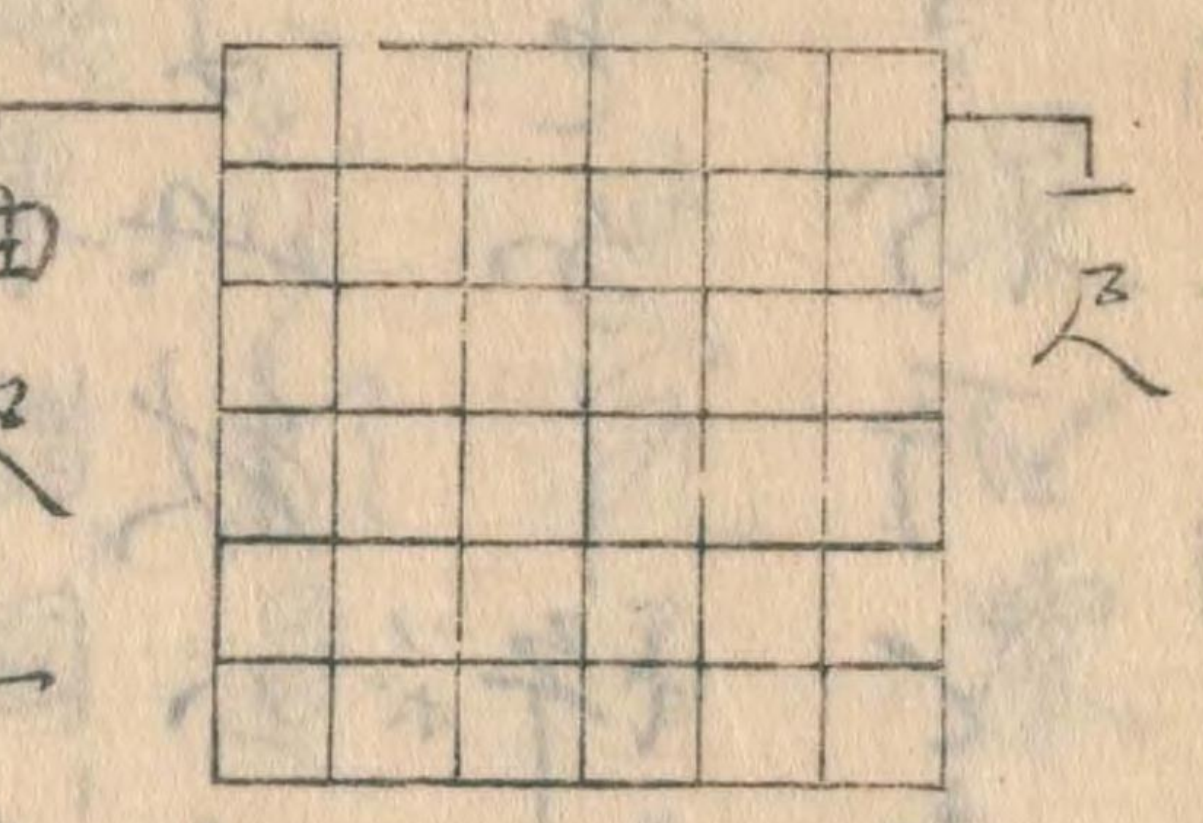

是今の曲尺尺にて六尺四方の一坪なり三十六にて積三千六百

曲尺一尺ツヽにて百分ツヽの積也

五尺一坪今の制也

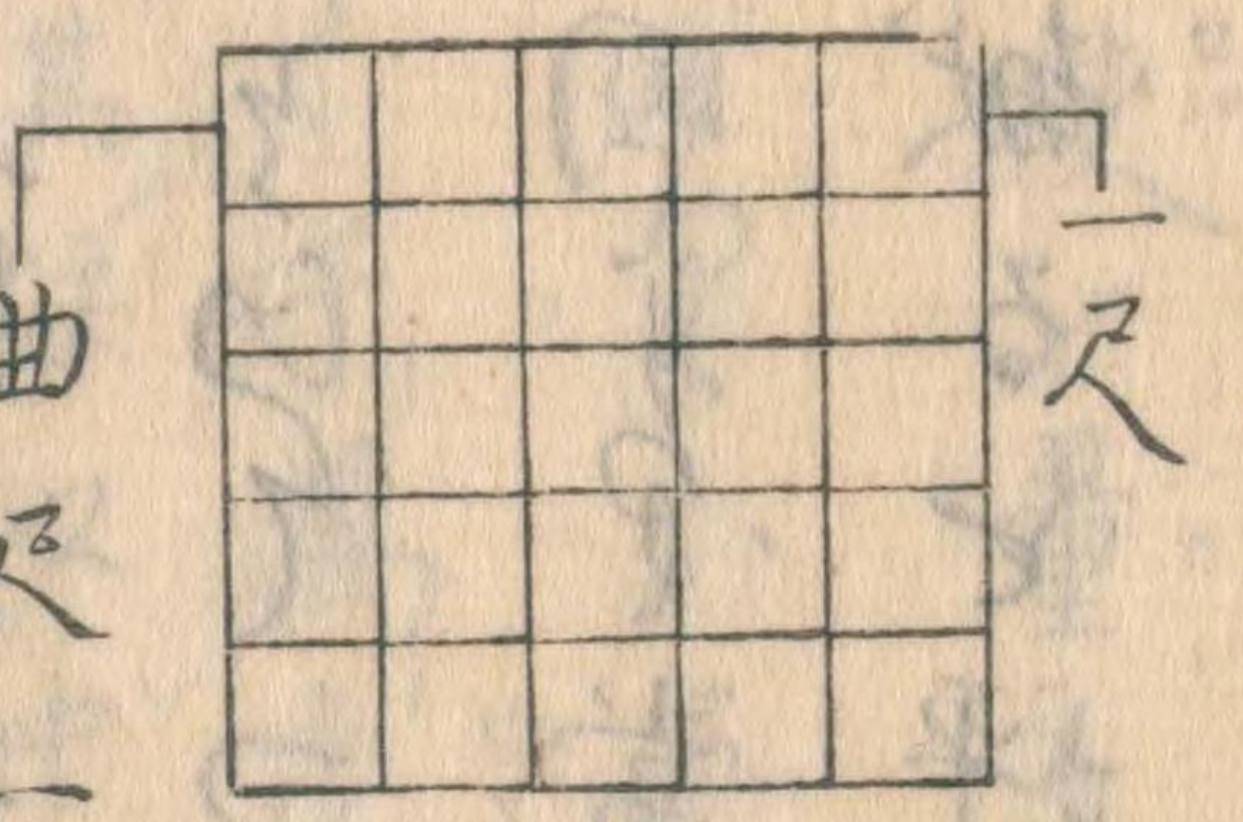

是今の曲尺一尺二寸を一尺として五尺四方一坪なり廿五にて積二千五百

曲尺一尺二寸ツヽにて百四十四分ツヽの積也

坪ハ即歩にして方六尺なり今の席二帖敷地を一坪と呼り　坪ハ和字なると字書に八平やとあり或曰評の省也　坪書紀に八口部とひとほかしとよめり續羅にいへるとは一局の界埒なるをいへり禁裏の局房に桐壺雷壺の名のごとし殿移物語に歳のはじめに始まる殿なるをば

人としておほせまをさく御壺くハとのこゝろがりてひすとさめのはいくといふをとりて鳥逐曲に西田をよ千町東田をよ千町坪のなかの町乃行をはらく　壺ハ爾雅に宮中衖謂之壺陸奥国宮城郡坪碑の事風土記に見えたり和訓栞曰つぼといふハ此處に人夫を量る坪ありて沙陣法御坪遠侍などの名ありといひつまり是よりて坪ハ界局の名なりとあるべし朝野羣載に田坪付の事何れ年中行事歌合不堪佃田奏をよめる歌に此秋ハ千町のおしね数そへてつくるにかへぬ坪附をなし坪つけといふハ諸国より當年の損地作職なるざる所を書注して大臣に献ると坪附帳といへる事ハ江家次第にくはし○歩亦阿由美と称す古ハ質素なりして結縄の政に遣ぞて（書紀以千尋栲縄結為百八十紐といふのある今の縄張縄引の縁起也）或ハ足を擧て土田の遠近闊狭を量る四たび足を擧て六尺に究るなり因て四足目まてハ三たび足を擧て六尺になれバ是をも幾足と計へて千萬歩といへども誤らじ海東諸國記日本計田町段其法以中人平歩両足相距為一歩六十五歩為一段十段為一町一段準我五十頭と蓋是周歩を以てなり春秋宣十五年秋初税畝杜註公田之法十取其一今又履其餘畝復十收其一○通鑑宋紀及其既種有司履畝増之○書叙指南云親按行田曰○田地の履畝履畝ハ足數を踏畝段を定むるかきとなるを長短廣狭にしたがひて幾區の名目を立て或ハ十歩を一區とし二十歩を一區とし或一畝以上を一區とし或一畦の中をとて一區とする等の差別なれバ世麻知は畝間

ガラス使用

道なく畝町と通せり凡古は田法畝をもて數ふ區は畝に滿ざれども各其畝の内にて田乃界とせるを以畝間道といふなるべし（氾勝之書云稲種春凍解時耕反其土種稲區不欲大大則水淺深不適）とあれば是にて區の字よく當れり字彙云今田野間人謂田丘為田區又區田の法農政全書の圖説に詳也一畝は三十歩なるを十枚數とすれは其町段歩を以て田を量ること大化に始まる古者は幾代幾畝幾毛等を以て計ふなり日本總國風土記に假粟幾九幾畂幾宇田（宇は蓋宇祢の畧或作字）幾圍田幾毛幾文などいふをもって知べし今按俗に一毛取二毛取などいひ或は一畝を一升蒔などいふは其穀を蒔ことを一升なる處きを以てなり畝をせと訓るは

阿世の畧といへり

一段は十畝なり即三百坪にて十七間二尺一寸四方也といへり一段は昔は一段三百六十歩なるを越後國蒲原郡乃村は一反三百六十歩といへり蓋中昔の田割のまゝなるべし◯幾多は寸咫乃訓義即段なりといふ幾坐といふも同し寸咫とは嵩一きれなどいふがごとく階ゝと等級乃増加ふを稱ふる詞にて稱寸なり咫咫より尋に升るがごとし從ふに幾きざみの辭なり階坂を幾坐と呼ぶといふもおなじ◯段乃字俗に反乃字を用ふ書紀通證に段草書乃訛也古文書に段を叚に作る鎌倉圖覽守藏記

ガラス使用

元亨二年須進せしに段反の二字類一用ひたり拾芥鈔に一段為一町頭（唐史朱仁軌誨子弟云終身讓畔不失一段）一町ハ十段なり是即三千坪にして竪六十間に横五十間也此五十間の中を十間ハ道に取る中央に十間左右に田當廿間ツゝの割なる十間の道割して細く阡陌畔（クロ）路を取と此十間の数をハ除きて割取なりいづれも十間より外にハ出さゞる定なり又拾芥鈔に十段為一町積凡厥一町積三千六百歩也當時猶此町積なりしとや

○麻知は間道にて即町也（區訓て町町といふも是同し）蓋間道ハ田中往返するさきの大界をいふ故に此方の田數町にいへりて極（カギリ）をいふ襠の間道を左右脚の界なり說文田践處曰町○集韻田畝謂之町○字彙町田區畔埒又左傳町原坊貫達謂原坊之地九夫為町三町而當一井也按に今俗畝町ハ訓を以し町段ハ字を以て呼つゝ而歩ハ即亦坪ならさゝとしいふ宮中市上の巷陌を呼て町といふもまゝ田町の義なり后町采女町などいふありてその區さき所といふ小町といふハ小野の小町ハ出羽郡司小野良實が女にて宮中の小町に在けれバ呼つゝ世の草紙に小町がみめよく老おとろへてなどいふたとひ俳たとよくその歌よく詠めるさとのくろぐ名ハたかゝるきて又市坊と称さ歟を比屋間○田賦集曰古の田券（ダフミ）ハ一廝業町々と間道有るといふ也段を十に分て其一を丨と記し二を刂と記し三を川と記し四を川と記し五をは一と記し六を丅と記し七を丌と記し八を皿と記し九を皿と記せり一ハ方六間の廣さなり後世に及て丨を一畝刂を二畝と號（ナヅケ）とくよし

三百六十歩一段なきバ丨ハ三十六歩川ハ七十二歩な
る筭に除ハ是は準ふ今按ずるに丨川川ハ即太古より在て一
二三の文字なり後に於て筭置の畫とし釋紀ニ大藏省御
書ノ中有神代字六七枚許といふもの川乃如きは古の三
字ならんと瓊矛拾遺にしるせりいかし〵未ダ書契あら
ざるのいかゞ經界乃記歸かくの如くあるべし今又河
内ノ枚岡ノ泡輪神社の藏ニ土笥ニ鍥ルところ天名地鎮といふ
ものあり五音字母なり其字左の如し　其讀法ハ粗舊事大經より出たり

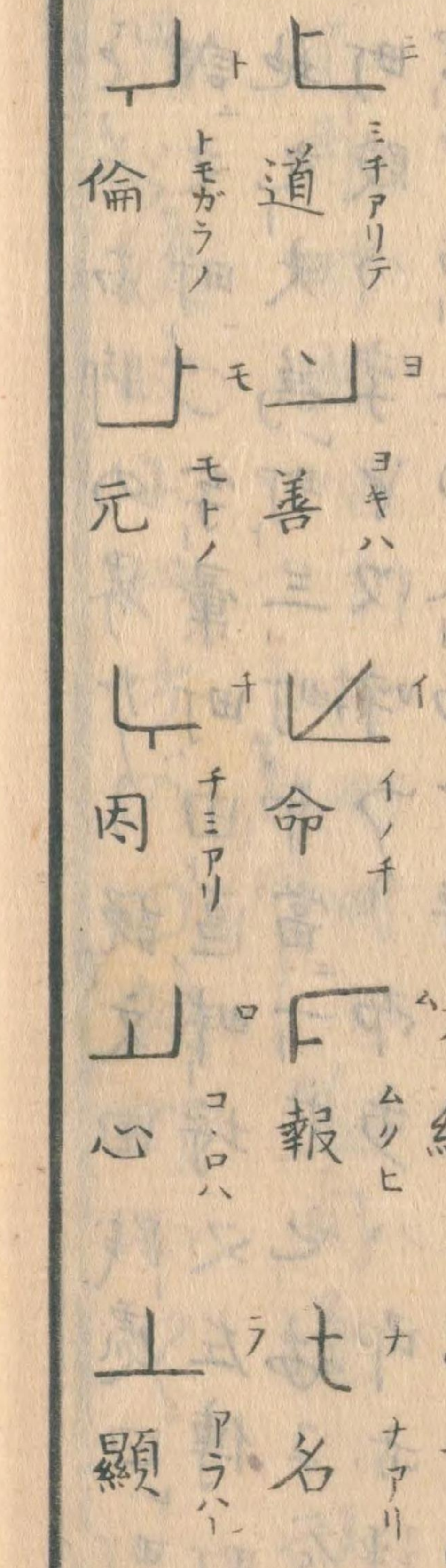

ヒ 人 ヒトハ
フ 含 フクム
ミ 道 ミチアリテ
ヨ 善 ヨキハ
イ 命 イノチ
ム 報 ムクヒ
ナ 名 ナアリ
ヤ 親 オヤト
コ 兒 コトハ
ト 倫 トモガラノ
モ 元 モトノ
チ 肉 チミアリ
ロ 心 ココロハ
ラ 顯 アラハ

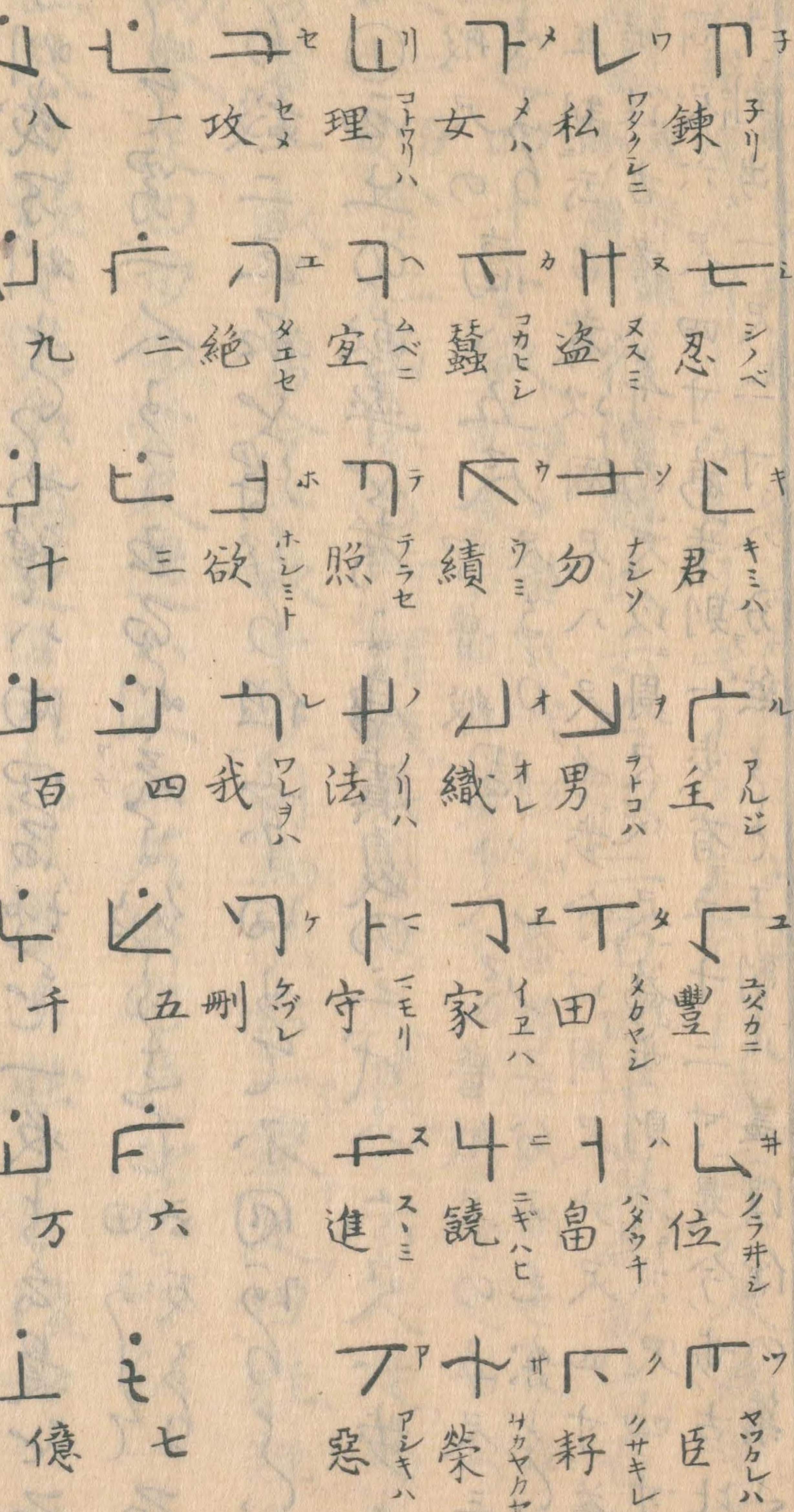

ネ 錬 ネリ
シ 忍 シノベ
キ 君 キミハ
ル 主 アルジ
ユ 豊 ユタカニ
ヰ 位 クラヰシ
ツ 臣 ヤツカレハ
ワ 私 ワタクシニ
ヌ 盗 ヌスミ
ソ 勿 ナシソ
ヲ 男 ヲトコハ
タ 田 タカヤシ
ハ 畠 ハタウチ
ク 耔 クサキレ
メ 女 メハ
カ 蠶 コカヒシ
ウ 績 ウミ
オ 織 オレ
エ 家 イヱハ
ニ 饒 ニギハヒ
サ 榮 サカヤカセ
リ 理 コトワリハ
ヘ 室 ムベニ
テ 照 テラセ
ノ 法 ノリハ
ニ 守 ニモリ
ス 進 ススミ
ア 惡 アシキハ
セ 攻 セメ
エ 絶 タエセ
ホ 欲 ホシミト
レ 我 ワレヲハ
ケ 刪 ケヅレ
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
百
千
万
億

新井氏曰所謂神代文字者凡五ツ或ハ有下其字不レ可レ讀者上或ハ有下
其體不レ可レ辨者上或ハ有レ如二科斗書一者或ハ有レ如二鳥篆一者天武之
世更造二新字四十四巻一其ノ體如二梵書一又有二肥人ノ書薩人ノ書一而
肥人ノ書一二字耶今猶有二通用スル者一古者列國各有二其字一而異二
其制一又曰卜氏所レ傳一万五千三百七十九字乃是灼亀之
兆猶二卦之有一レ文也今按に阿奈以知ハ此等の中の一體耳

或曰伊勢にてハ田一段にて三十束刈と称ふ是一町三百束にて十五石となる下田にあるべし又三越奥羽北邉の国々にて田地を計て何刈といふ富民の身代を称して幾千刈幾万刈といふ譬ハ田三百坪を一反といふ是を百刈として男一人にて五百刈宛に作らしむ（田にして五反なり）百刈より穀二三石を得べし但上下田にて不同あるべし一呈

○西土の畝率を考ふに唐虞夏の三代ハ六尺一歩とし（魯般尺の五尺あり）商ハ五尺（即魯般尺あり）周ハ八尺（魯般尺の五尺三寸三分三毛余といへり）
呈王制云古者以周尺八尺為歩今以周尺六尺四寸為歩
陳澔注古者八寸為尺以周尺八尺為歩則有六尺四寸今以周尺六尺四寸為歩則一歩有五十二寸是今歩古比歩馬歩剰出一尺二寸八分然ときハ王制ハ盖漢儒の集むる所本文及疏義等皆誤あり詳に律原発揮に辨しぬれば此に復言ず

漢志云六尺為歩百歩為畝（或作畞晦畮）後漢趙氏云今以二百四十歩為畝古百畝當今之四十一畝（按に趙氏が説ハ秦孝公の制也宋の程氏云古者百畝止當今之四十畝今之百畝當古之二百五十畝）金仁山云古所謂畝其廣六尺長六百尺是為一畝古者二畝半當今一畝十歩司馬法云一挙足曰跬跬三尺両挙足曰歩歩六尺是ハ人の左右の足をならべ一足を三尺に積り左右両足にて六尺なり然ども後世ハ短く尺長く成りての六尺ハ人の一歩に餘りて二足にハ満ざるぞ故に唐六典に凡天下之田五尺為歩二百四十歩為畝百畝為頃制度通曰町ハ唐の頃に準し段ハ唐の畝

に準して廣狭あり古の百歩ハ今の四十一歩にして一頃ハ此方比五町七段二畝余なり今按に和名鈔に頃今之法六町六段二百十四歩とあるを正しとすべし既に并にあやまり律原發揮曰一夫所受百畝之田　本邦今の三町七畝三歩餘にあたる井田九百畝ハ　本邦今の二十七町六段四畝三歩餘にあたる是明乃里法に依て算ると云也献可録に司馬法に歩百を一畝とすれバ一畝ハ百坪百歩ハ一万坪三百歩ハ三万坪九百歩ハ九万坪まで是即井田の地所なり是ハ司馬法のころの畝率にしてそれ〴〵の田制にあらず今按に周田百畝ハ斯方の田にして二町四段二畝廿一歩余なれバ九百畝ハ斯方の田にして廿一町八段四畝十六歩なり然ども井田の地所ハ夏殷周の三代各同しからざれバ俄にハ井地の所に辨識せず是を知るべし續文献通考云金之田制量田以營造尺五尺為歩闊一歩長二百四十歩為畝百畝為頃（今按に即唐六典の歩法と全く同し）荒政要覧角地法云一畝分為四角毎角六十歩也今清國の畝率を見るに自方一弓を一歩とし一弓と云ハ即丈量弓尺の事にして此方の曲尺五尺五寸なり二百四十歩を一畝とし此方の田法にして五畝七分二厘七毛八絲有奇に當るされバ清の一畝と云ハ本邦

の五畝算を準と定し朝鮮の畝率ハ大典詞訟類聚ニ云一等田尺長准周尺四尺七寸七分五厘二等田ハ五尺一寸七分九厘三等田五尺七寸三厘四等田ハ六尺四寸三分四厘やとあり

里程（算學啓蒙里法三百歩為里者當以六尺為歩若三百六十歩為里者當以五尺為歩也）

蕃名メイル

成務紀曰隔山河而分國縣隨阡陌以定邑里と是道里經界国郡邦域と定られし始とし古事記序曰定境開邦又諸國記七年丁丑定諸州經界とハ是なり書紀私記に阡と竪乃道と訓陌を横乃道とよめり出雲風土記十字街あり十字の形となる路をいへり辻ハ同もとつむじらいふがごとく四方より會合の所なり又辻ハ国より和字にて十じといふを二合ちゞめたる即衢街なり又四辻飯器譜にも辻と書るよしいへると後は謂辻にして四辻四岐高辻等の名亦茲に出たり前漢食貨志云秦孝公用商鞅壞井田開阡陌注南北曰阡東西曰陌○晋書裴秀云國之體有六焉一曰分率所以辨廣輪之度也二曰準望所以正彼此之體也三曰道里所以定所由之數也四曰高下五曰方邪六曰迂直此三者各因地而制宜所以校夷險之異也遠近之實定於分率彼此之實定於道里度數之實定於高下方邪迂直之算　孝德紀曰畿內國郡凡郡以四十里為大郡三十里以下四里以上為中郡三里為小郡又曰班田收授之法五十戸為里每里置長一人掌按撿戸口課植農桑禁察非違催驅賦役是郡

里道程の始とすべし今ハ廿里以下十六里以上は大郡十二里以上ハ上郡　八里以上十一里迄を中郡　四里以上七里迄を下郡　二里以上三里迄を小郡とすといへり拾芥鈔曰卅六町為一里卅六里為條條起従北行於南限卅六條里起従西行於東限卅六里町始艮終乾と條ハ今の郷村に東條西條などいふごとく里程に三十六町を一里とせしは是始なるやいかゞ又の五町一里と云ハ五町四方田地の制に出たり奥州多賀碑令式風土記等の記も所見也按に古事記に船の餘材を琴に作りしが其音響于七里とあることの七里五町一里にして八今の一里に一町足らざれバ七里の中央に居て四方に響せしと八町七段許なり又東鑑に足利又太郎忠綱が呼聲ハ坂東路聞于四十里四十里ハ今の五里二十町計なれバ五里の中央より四方へ一里十四町ほどにも及ぶといふ又太平記新田義貞の奏状などに京都より鎌倉までの路程を載て八百里とあり五町一里の八百里ハ今の百十一里四町なりさらバ相模の七里濱上總の九十九里濱なども是故址なるべし（本藩大隅福山郷七里原なども定この道里なり　又）三十六町為一里と六町四方田地の制にていふ一の五町ハ量地尺長なれバ後の六町とせし実ハ拙れし因て

もりしが一里ハ今の六町といふともの侍へなり按に仁德紀四十一年春三月遣紀角宿禰於百濟始分國郡壃場具録鄕土所出又天武紀十二年諸王五位伊勢王等巡行天下限分諸國之境堺とあり凡古の時東西南北を極各地形を度り四海を甄て天下の邦域を記し道里遠近の碑を建られしこと国史に見えたれども當時の碑文今に残ることの僅に東陸一二に過ざれば其始る所未だ詳ならず續紀限伊勢大神宮之界樹標といふハ即今の界木也經國大典云東海諸國用日本里數其十里準我國四十里是信長記に天文九年冬將軍家より諸国へ仰有て四十町を一里とし里堠乃上に松と櫝を植しとあり作る也奥陰逸史曰慶長九年二月下令東海東山北陸三道毎里置堠既而西南亦皆依其法云今里堠に樹櫝を植しは是行旅の準望庇蔭の便にて此等の事既に後紀に道邊之木夏坐蔭為休息處とありて久しきより見えたれ今是を並樹といふ漢にて街樾道樾などゝ呼也（北史に韋孝寛為雍州刺史先是路側一里置一土堠自孝寛臨州當堠處植槐木代之行旅得庇蔭周文後見之曰豈得一州獨爾當天下同之於是分諸州道路一里植一木二里植二木百里植五木焉）海東諸国記に日本里數を擧て其一里准我國十里と是五十町一里といふ所にて孝德紀五十戸為里を始にや慶長九年より定て三十六

町を以一里とし即六十間にして三百九十尺也或又六町四十町四十八町（伊勢路のごとき是なり）五十町七十二町（山陽道のごとき是なり）を一里として處所異同ありと云西土の里歩を考ふ周一里ハ本邦今四町四十七歩有奇なり（十歩ハ今五尺七寸五分有奇）秦漢一里ハ本邦今三町三十五歩五尺三寸有奇なり（是一歩今ノ四尺三寸一分七厘七毫八糸）唐一里ハ本邦今四町十歩なり明一里（千八百尺）ハ本邦今五町也（是明ハ五尺を一歩として三百六十歩の一里に是明の度地尺の銅尺ハ本邦の曲尺と同寸なり因千八百尺を本邦の六尺にて割バ三百間となる又六十間にて除バ五町となる也）明十里（一万八千尺）本邦今一里十四町也（是明の一万八千尺を六尺一間にて割バ三千間となれる又六十間の一町と除バ五十町となるを三十六町の一里と除く也）明百里（十八万尺）本邦今十三里卅二町也（算法同上）本邦一里（一万二千九百六十尺）ハ明七里七十二歩也（是一万二千九百六十尺を明の五尺一歩にて割バ二千五百九十二歩となるを三百六十歩の一里と除き七里餘也）本邦十里（十二万九千六百尺）明七十二里也本邦百里（百二十九万六千尺）明七百二十里也本邦千里明七千二百里也清一里（一千九百八十尺）本邦今五町三十間也（是清の歩弓ハ本邦曲尺五尺五寸に當る然バ清の一歩ハ明の銅尺五尺五寸也この算にて考バ清の三百六十歩ハ千九百八十尺也）清十里（一万九千八百尺）本邦一里十九町也（清の一万九千八百尺を六尺一間にて割バ三千三百間となるを又六十間にて割バ五十五町となる三十六町の一里と除き十九町あまる也）清百里（十九万八千尺）本邦十五里十町也清千里（百九十八万尺）本邦百五十二里廿八町也本

邦一里（一万二千九百六十尺）ハ清ノ六里百九十六歩二尺也（是本邦の一里一万二千九百六十尺を清の五尺五寸をもて割バ二千三百五十六歩二尺となるを三百六十歩の一里をもて除く也）本邦十里ハ清ノ六十五里百六十三歩三尺五寸也本邦百里ハ清ノ六百五十四里百九十六歩二尺也武備志ニ日本道里を載て名ハ十里而有二百里一といふハ此大數を擧たるなるべし（風俗通ニ云一里三百六十歩公羊傳註疏ニ三百歩輟耕録ニ二百四十歩是本邦里）數の一里にして（ハ七千餘歩也又天竺まて由旬と云ハ智度論ニ云由旬大者八十里中者六十里下者四十里名義集ニ云印度國ノ俗乃三十里今本邦里數を以て計ニ之ヲ一由旬ハ乃二十四町餘あり）又按ニ清地理考海路更數論ニ曰針家の説ニ水程ニ無里鋪只以更數定遠近耳一更天約旱程六十里也と云てり是唐山舟人の常に針簿に據て諸所遠近の更數を定て航海の準則とするの術也此一更程六十里を本邦の道程に約すれば七里有奇に當れり嘗て元明の算書を閲しけるに凡一里の長一百八十丈人行に約て一千歩也といへり是ハ魯般尺を用るの數也（魯般尺一尺の長ハ日本曲尺九寸一分六厘七毫有奇也）故に西土唐山の一里ハ（日本の曲尺百六十五丈に）當れり日本一里の總長千四百零四丈也（六尺五寸ヲ為一間六十間ヲ為一町三十六町ヲ為一里の積りて云）於是右の百六十五丈に六十里を乗し九千九百丈となる是を千四百零里をもて除約すれバ即唐山の一更ハ日本の七里零五厘一毫二

緜八忽有奇なるないことを得る也今ノ唐山諸蛮の達を測べき乃標準（メアテ）を求るに唯ハ五島より長崎に到の更數及用針の方向等を詳に合參するのおのおのに依據（ヨリドコロ）なし又唐船の長崎港に到る五島の南角より丑癸針を用て約（オホヨ）五更にして收入（ノリイル）ところ乃其直程（スグミチ）を計るに日本里數三十五六里の海路也是則一更七里餘を以て五更に距（サル）故に五七三十五里乃數に符合せり（五島地方の舟常に五島よりして到ると四十八里也といへり然とも是小艇にて紆行するの海路にて唐船直行するの海路にくおれしかゝぞそ）

土宜（ツチガラ）

蕃名フリユクトバーレラント（豐土）ヘツテゴロント（腴地）
シカラアレラント（凶土）マアゲルゴロント（瘠地）

凡いにしへの名田（ナタ）亦夥し天狹田（ノサタ）長田（ナガタ）といふは太古（オホイニシヘ）天子の御田也始て稲種（イナダネ）を殖（ウヘ）る齋時（ユニハ）の良田にて伊勢の狹（サ）長田（ナガタ）のごとき是也狹といふは農事を佐といふ是甚張本なる（後名字に佐多長田などいへる）又出雲にも五十狹田（イナサタ）あり五十（イ）とは瀲剤の辭なれば神田より名づけしなるべし風土記に八神須佐能袁（ヲ）命詔大須佐田小須佐田定給（メフ）とあり須佐とハ尊の御号（オホミナ）に縁（ヨリ）しまゝや神功巻に御心廣田（ミコヽロノヒロタ）御心長田

國といふ寛大の心を稱へたり又吾田長屋笠狹之崎といふ吾田ハ今の薩摩國にて笠狹ハ今加世田と呼る地ぞ吾田とは猶私田といふがごとく去屋笠狹を長田狹田とおなじかるべし（按佐々の佐ハ世と約る故に笠狹今加世田と呼へり又安房国に長狹郡あり東鑑に長狹と云名字見えたり）又天垣田ハ天子の御田故に垣して常田に分つなるゝ（萬葉に神なびの清き三田屋乃垣津田と詠めり三田ハ御田なり垣津田ハ即垣田なり説文畷城下田也漢書畷垣食貨志田其宮壖地）天安田（ニ農業の便安なるといふ今名字に安田あり）天平田（凹凸なきの地をいふ名字に平田多し説文ニ畋ハ平田也）天邑并田（田地廣大諸邑會耕さるをいふ今按ニ村の間乃田なるべし一名字に村田あり）以上亦日神の御田にして霖旱と經といへども損傷なきの良田といへり又素尊の始

荒びあらし時に田を守る天織田（織とハ木多きなり）天川依田（其地川に依る今の宇治川等の田乃如し廣韻に疇ハ江河邊地）天口鋭田と云（水の掛口川依急なり）田ハ水患多く口鋭田ハ旱害をふの磽地なる夫天子の御田とは漢にして八耤田などいへるものにて（東京賦天田ハ天子之耤田也）古ハ天子皇屬皆其田地を守る其得失美惡を以其分の自ら然らしむることを示しあるよし見えてあるを今ふる田地は耕人の好悪により美田とも莠田ともなることにて今まで良耕人の治し田を悪き耕人うけとるまで耕せば上田を下田となせる何のわざも亦おなしゝなれ又上田といへども教業を歴ば下田となり下田を

亦上田とわかれりむかしの田地今ハ上中下の等大に変遷あるにてしるべし又木花開耶姫　天孫と本藩竹屋の宮里にて降誕ましませし時收卜定田號曰狹名田以其田稲醸天甜酒嘗之（甜酒ハ古事記傳に古ハ味の旨物と多米といへり事並に延喜式姓氏録）等にみえ又用渟浪田稲為飯嘗之といふなるハ卜定田を云りハ卜となして稲を取りて今の大嘗會の縁起なる所謂誕生賀などいふことも亦是よりぞ権輿れる狹名田とハ後又真田と書りたとく美稲なるを作ハ為農功といふ（履中紀に狹名来田蔣津命あり）渟浪田とハ沼亦異なる辭にて沼矛などのごとし浪田ハ名田なり今阿多郡千町田間といふ所に京田などいふ文名なるも古の遺称なるべし凡田に某の名を標て字といふ西土にても田ノ名を字称といへり神武巻に皇師立誥之處謂猛田作城處曰城田僵屍枕臂處呼頬枕田とあるの類ハ生地後に開墾して遂に其田の字称となりしも也（或曰豊前にて字のことをホノケといひ筑前にてハ穂ヌキといふ）其後垂仁の御宇始て大倭の屯田を置玉ひ其官曰屯田司是より諸国皆屯田ありて所謂公穀正税の御田となれり（詳に類聚国史屯田部に載たり）今諸州の地名に三田富田などいふも其故址なり（延暦十六年以屯田稲賣與貧民以救之勸農也　按字典兵耕曰屯田周禮有屯部今曰屯田司○事物紀原屯田ハ蓋起於漢武開西域之時也）延喜の御時に至り諸国正税の所に位

ガラス使用

田職田公廨田國造田賜田没官田口分田乘田なり並に輸地子田とし自餘皆輸租田とす又曰神田射田健兒田學校田諸衛射田左右馬寮田飼戸田賙急田勸學田典藥寮田節婦田易田職寫戸田膂力婦女田惸獨田船瀨功德田造船瀨料田等並に不輸租田とす（其中采女田膂力婦女田及遥授國司公廨田等ハ輸地子田となすと見えたり）又曰乘田ハ可充品位田以全町給之又令曰功臣報勞田といふもあり是功勞ある人に賜ふ田にて子孫三代に傳へて三代を過ば官に返上する也凡功田大功ハ世々不絶上功傳三世中功傳二世下功傳子とあり又不輸田あり不輸田ハ一人受持て回持にせざる田地の事なるべし田令曰凡給口分田者男二段女減三分之一五年以下不給其地有寛狭者從郷土法易田倍給給訖具錄町段及四至口分田ハ久毛天と訓めり音便なり人の口數をもて田地を班て尊卑にかゝはらず受るなり食貨志以口受田是なりといへり一人ごとに各田二段を渡されしなり郷土法とは有餘ある所のものも人よりも過て田を受取ることはなさざる所なり又易田とはあしき田地なれバ二段のかはりに加給をいふ凡むかしは歲々地を休て耕種すると常のこととなせし建武式目にハ易地といふなどあり之を休作といふ又水を放

つ浸つして水陸共に田となる便宜きことのみにて植物を易て水田を二三年休めて畠となし作れバ土の氣耗りて強くなるゆゑ沛草滋らず虫災來らず殊に實のり一倍をなすといへりされど泥塗漸汝の淖田なれバなべて陸田とハなしがたし食貨志歳耕種者為不易上田休一歳者為一易中田休二歳者為再易下田三歳更耕之自爰其處農民戸人已受田其家衆男為餘夫以口受田如比註爰更互也比例也といへるも又此に就てむりし今の異あるなしとゝせを休めさせおき或ハ田人の地を休めるハいとハ年來の作ハ殘絶出かして穀を多く收る事簡なり去に

よりて仕付置る後田畑の大雨續て汚水溢れ泥かぶりとなり或ハ雹に擲れ植直さんとすれバ苗老て挿られずとも又苗ありても仕付おくれぬ陸よりとしい苗もなしがたしさらばとてしばし此田ハ休ませて來歳の為に荒し置しなどいふことのあるハ是大なる誤なり那天災也如ハ人の力に及ばざるしかれど居ながら何へふことをとへ節そら苗まとあるも再び苗を仕立るまとあるも速に二度植の支をなしても田畑をあらし置べからず況いふしへハ地を休てよきはなれども今ハ力一杯に作りてさへ純熟餘計なく其上休ませなば田ハ草だら

常に生蔓（オヒハヒ）する里は来春に至る迄も時大に渇を致す人少き者はその田よのこかゝりても居り難ゆゑ代を捨て馬把を納ることは一年をへりなど捨るよしも一年休ませ作の利なき年のこと後年の取実を減く定めたるより利へとなれりされバ前にいふごとく乃大に遅（オツ）るゝなどもありて苗を植る時後るとても亦年の取実ハ損なく田畑ともゆたかなく荒し里あしく後大江千里が哥にのちまきのおくれて生る苗なれどあだはならぬ田の実とぞきくされバいかにくゝより後（オクレ）ても植まきとなして田畑の弊（ツヒエ）なきやうにせしへあまりしたるなるとまるべし千里の哥一首にて著ハし置きせ也◯湿土（ウヒヂ）沙土（スヒヂ）などは土の濕（ウルホヒ）と燥（カワケル）とにて田畑の上下をいへる詞なるべし凡上田（ウハヘタ）（ジヤウデン）とは肥饒（コヤシ）を用ゐざれども成実よく又農を用れバ又農の多少に依て成実にも衆寡（ヨニアニ）何里歳に播種（タエツクリ）ても成実かなしく不熟（フデキ）なきものを大上の田土といふ一國の中にても有がたきものなり上田の事ともいかしこにかゝへ田ともいへり万葉の哥にもうへ田にも引かなりたまといへどもえられし我が夜ひとりぬるとみえしは後に物作ゆゑをかへて植田と呼びしらども今も上田てふ名字を見えたり（周禮に不易之地といふも上田の事也）

又養を用ゆれバ茂実多く用ゐざれバ少きものを中田と
次又淤泥（ドロムタ）ふかくして常に水潴（ミヅタマリ）の地を下田とす是等ハ旱歳（ヒデリドシ）
には宜きごとくなれども多く登らず又陸種（ハタツモノ）播（ホドコ）しが
たく利益少きが故なり下田の事を万葉には寸田と
云今名字は沈田泥田或曰俗に徒為（イタヅラゴト）とび田とも泥田（ムダ）と
もいふハ労耕（ホネヲリ）しても後の收功なき
きより出し號（ナヅケ）也今按薩摩國新田宮建仁三年八月文
献新田宮弁五大院田肆拾町事依為沼間田追年不令満
作仍為撫民所宛行段別一斗五升代也あるを泥凡田地
淖乃下田ゆゑ任郎の為段別を充給しけるとあり
の位上と下とハ位うごき中と下とは作人の力に
より中ハ上の出来と似よしく下ハ中の出来方と取実
おとらぬやうに作り出すハ地に肥（ヒト）ふするハあしけ

作手の覚悟に在り一旦位に定地と同様に出来（デクル）となれ
バ中下の田地ハ一人心を用て作り竭し上下と位ハ替
れども元来同じ地にて然かも毛よく行きわたり自由な
るを上地とし用ひ届かぬ村後（ムラシリ）の田を位の下とも違
バ力を尽して耕と云人一度なる所に二度も手入しぬれ
バ下田を上田とするハいとなまバ已まなくの勤あるゆゑを
めざりしも在りしも益なし且（ツ）上田ハ然（カリ）多くて換ふれ
ども上田ハ價（アタヒ）高ければ高く置りて求るなり下田ハ
然高の割（ワリ）を少く手入して地も直れバ取納餘計有りて
百姓の勝手ハ下田ハ下ふ田よしといへども手間暇（ヒマ）を惜ま

ガラス使用

其地色並るやうにえらびしといへり○稲田ハ土色黄赤くすみは白壚の埴なる地ハ最上なり又青黒めにまじり石まじれる地ハ石の精氣多く水澤を保ち膏腴又堅強土に栽し稲ハ米粒よく實り飯に炊て殖盛こと一倍にして食て久しく饑ず倉に藏て蛀ずと故に稲田の好地とす上田の土ハ手に滑て手に附ぬ者也是ハ膏なる故也即墳腴なり（書紀に宇古毛知古由と訓り）下田の土ハ手に附く是は脂なる故也又真土ハ何色の土とも称すべくもなし其田多は多なし即埴壚の類なり（土體色黒ヲ曰黒田トいふと出雲風土記に見えたり名字に）黒田又野土は灰土と称するやうに称ずりなしはさしくさくとして秋の田ともなりてぬかり見ゆるなり即埣壌の類なり又野土にぬかりぬともあれど野土ハ粒くさらさらとしるき田に見ゆるなれど真土ハ上なれど野土ハ下なれど赤真土黒真土砂真土紫土とて色あれど砂真土にハくろき岩ありまろき小石の雜るがよし赤小石赤小砂の土ハ良ろし此外山谷間の田地所ゝの所く異名かゝれどもよくく分別すべし○未申に大山ありて丑寅にむかひたる處ハ雨年には殊に佳とあらしく稲笹たちてよき穂四五分の一ありてかなしく米ならぬものなれど其田を宗ねなし其上霜雪とても降田畑共に

ガラス使用

なれし東南西に向ふ所ハ尤よろし村落（ムラヰ）ハ丑寅に山を負ひ南面（オ）にして村の汚泉（アクスイ）流し流るゝ所ハ田畑共によし田畑の低地ハ村落を遠ざけ漸々低場な所ハ家を造るやうに指引をなし若低場ハ迂路（マハリミチ）なれども直になるやうに道易（カユ）ふべし譬バ安藝国の道路ハ直に肥後国の道路ハ迂（マガレ）り人馬の往来を計るに俗に言弓と弦との損益なり○村により畑多くて百姓苦むことあれバ田の畦（アゼ）を廣くなさせ菽（マメ）蕪（カブナ）荏（エゴマ）等を蒔するがよし治田の畔（クロ）にも宜し岡本録曰上田の地ハ白黒赤及ひ沙鼠色等の墳（コエ）土（ツチ）又洲渚（カハコミ）土の類なるも出雲風土記に稲田（イナタノ）之湧（コミ）といへるあり中田ハ小礫（コイシ）雑る沙のまじる等の赤土なり下田ハ埆（コハキ）埴（ハニ）強（ツヨキ）埴（ロツチ）沙多（キ）土等なり　農書曰土地を見るに多くの目付あり先づけひ高さを見るに草木の盛衰と色とを見又石の色旧土の粒重さかろきとを見日向のよしあし雨雪風霜又ハ地の水除と糞を取所の便路の遠近都邑の遠近海河船通ひの便牛馬の草飼等にいたるまで穏かなるを上とし其村里とさだめし此内かくのごとくの多少を以て上中下の位をもうけ定むべし今按周禮司稼辨五物九等淵鑑類函云五物五地也九等謂騂剛赤緹云

陰田（シノビタ）　万葉集○又田稲を窃（ヌスム）といへり凡此間の人偽（イツハ）りてなをたくとものぶといふ忍字ハ不當契沖ハ志乃毘田ハ私田也といへり

隠田（東鑑）　隠地　坪移（ツボナホシ）

ガラス使用

隠田 羨田（以上文獻通考羨ハしのまぶと訓ず） 隠租（經國雄畧） 移坵（明律ニ移坵ヲ換段ト）

蕃名不詳

凡挍田して縄を引竿を入るといふは民田の隠地を改め糺が為なり民部式曰凡隠首括出者主計寮載功過帳申省省押署進官得度除帳者移主税寮不申省又室町日記は御領の百姓等乱逆によりて数年の年貢を寺内に隠し侍ありたと見えたり是を隠米と唱へり又坪移といひふたとりま塰はおのれの悪き田所を他のよき田とくまりつるをいふ其罪亦隠田におなじまた所謂掃截是なり人の田を奪ひ己が田札を立て相争ふをいふ和訓栞曰今の人れ看場名牌などゝいふを冒していふなるとなり 金史（凡種田者立碑橛於田側書某社某人於上社長以時點視碑橛ハ即田札なり）隠地の科律ハ和漢共に重くいへり建武二記詐欺官私輩事或以不知行之地稱當地行或冒名當給人号闕所掠賜之皆是朝議之煩諸國之新職而由斯不可不誡乎明律宗志に首隠田といふハ隠地の訴人となるをいふなり（明律云如隠田一十畝歳該納米一石隠下五年該納五石皆徴入官此謂之依數徴納也○清律云凡欺隠田糧脱漏版籍者一畝至五畝笞四十毎五畝加一等罪止杖一百又曰里長知而不挙與犯人同罪）

阿（古事記○即田畔也）

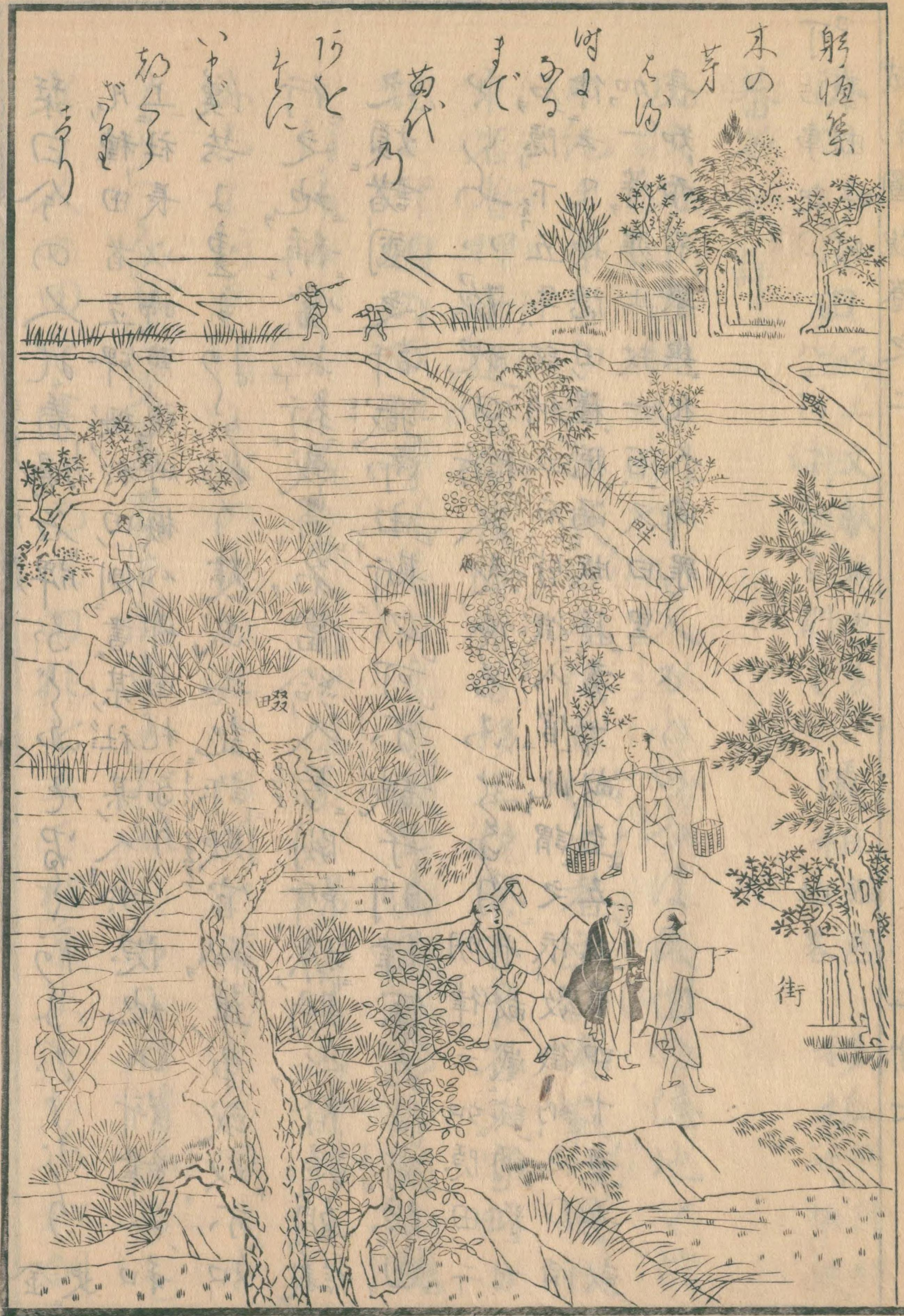

躬恒集
木の芽はる時になるまで苗代の行とせたにいまだおりたゝざるなり

○畔 久呂（和名鈔） 田乃界 界畻
説文ニ畔ハ田畔也○左傳ニ為ルハレ政ヲ如ニ農之有一レ畔○淮南子ニ黄帝治ニ天下ヲ一田ル者不レ侵レ畔ヲ漁ル者不レ争レ限ヲ
暘（説文ニ田畔）

○蕃名シケイデパット

○阿とハ物隔りての辞翌他等の如し久呂ハ俗に物の邊郭と久呂利といふ一説に轉なるべし阿ハ古名にして久呂ハ今名なり此ものは田地自他乃界ゆゑ田の畔ハ双方より手がゝりなきやうにと禁じおきまで生滋らしむと紀ハ瀬にて雜刈のことあり後水尾帝大御歌にもそれハであし次山田の畔をわやこそれまゝなる落るらや按に禰書阿ハ阿世の畧なりと注せしものハ和名鈔に一

ガラス使用

云阿世ありといふより夫に人を詿しむ国史畔の字皆阿とのミ訓せり延喜式上總国畔蒜郡阿せり又毀畔といふあることを潰界也涸水也と注せり是田邊の界なるゆゑに是を毀をもて犯陵の罪とせしなと今にありて称ふる也又史周紀耕者皆譲畔といふも畔は他人と他人との田界のことなれば邊側にてハなしといへど我田我田の為にハ外界なることを見るべし又田の界の交錯いるを蜘手といふ

阿世（書紀）

田乃畦　阿夫志　沖縄土名蓄畔節あり畦は畔の中の限りて節のごとし

○畻（音繩亦作塍塖和名鈔引唐韻稻田畦也稻田毛詩に見えたり即水田なり）　稻畦（杜子美詩集）

○蕃名ベステキケンデル・ランデレイン

○阿世とは畔背の義といへり又間瀬ことも注せり凡水田の畦は何れも畦の中縦横に畻を起るゆゑ川の瀬のごとくにて左右に流るとなづけおほし俗に阿世道といふ語あり書紀曰春則塡渠毀畔又秋穀已成則亘以絡繩（篡疏曰亘田以繩盖奪他人之田以為我田也）絡續て阿世といへるを田畻によりて名つくし又や俗に凡物の交へるをあせといふたとへも畻の田間に交互するとわれ似たるがゆゑなり孝徳紀に譬如三

絞之綱又天武紀に此の字阿世と訓せり俗に布帛を織るに紡緯を延て紋綜を作るに左右に纑を交互ひするを阿世取と呼ぶなり是等並に田塍の交絡するに相似たるゆゑにて塍ハむかしの如く田の畦より起し獲田の後ハ切崩しおきて来春再度打起の時まで水を閉立あり又一區の内にて水口の方を上塍といふ溝洫多く田に注落る所なれバ淤泥打つまり動ともすれバ田面隆くなりやすし一方隆なれバ一方ハおのづから坳なるものなり一區の内にて地面隆庳あれバ水の浸す所均しからず洩水廻らざるゆゑ上塍の方ハ深さ三尺計鋤さげ其土をハ剔所に運び跡にハ糞土青草を填て壅とし又竹簀を編て永置おくなり是を置簀といふ農政全書に水簣とある是也

波多（書紀○即陸田なり畠今畑字に作る）

波多計（同上○仁徳紀注引玉篇暵耕麥田也集鮮曰玉篇以下後人傍註也）

布（古事記）夜

伊波多（和名鈔○即火田也）

古毛利（萬葉集）

乃良（閑田耕筆にあらにて田畑といふ）万葉古今等に謂荒のら太のらなとよめり

白田 陸田（以上和名鈔引續搜神記）也

火田（白居易詩吏征魚戶稅人納火田租）

疁（音留說文燒種也○和名鈔引唐韻火田也不耕而火種）

畬田（西事珥○唐詩五月畬田收火米）

蕃名アツノケル

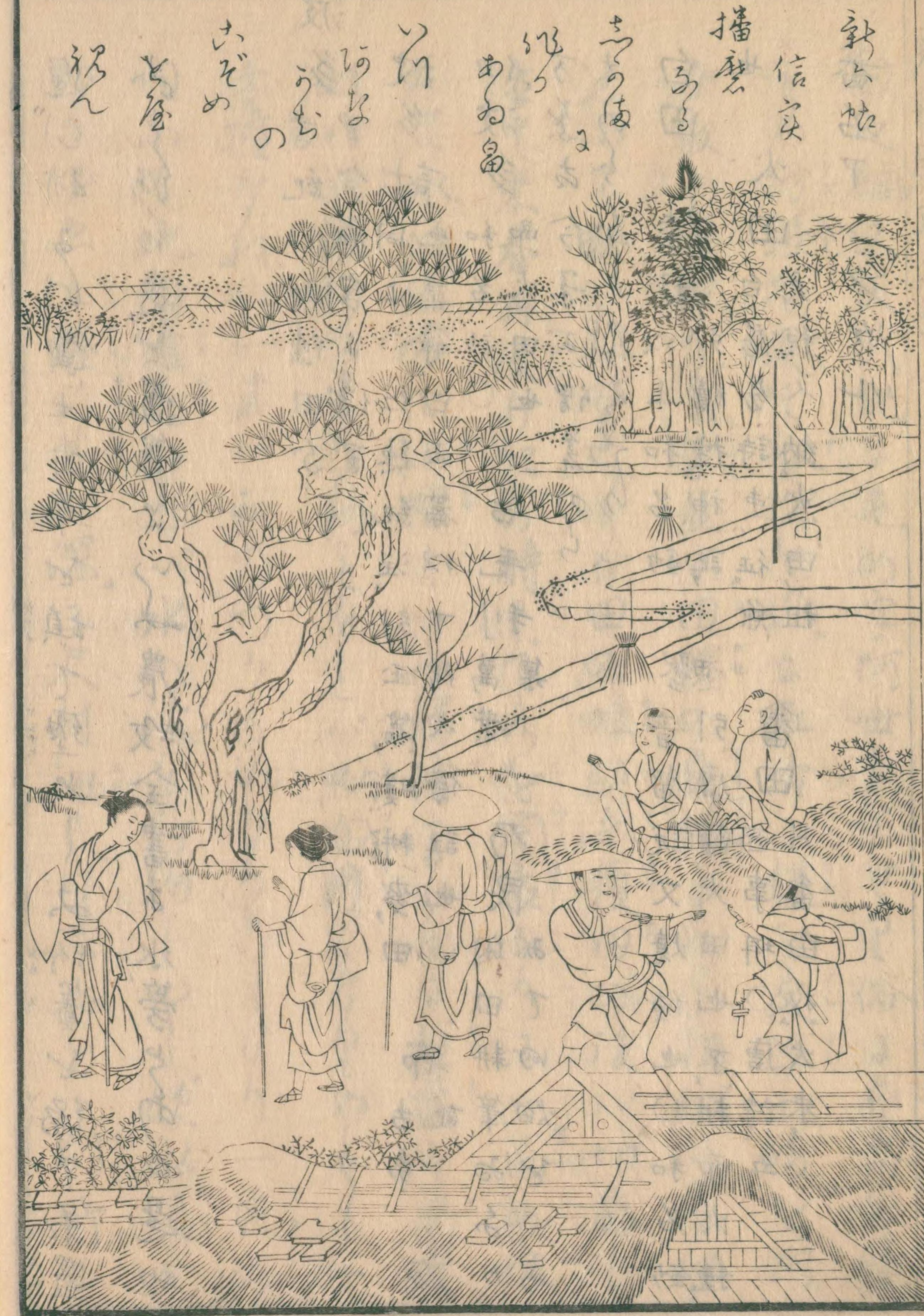

新六帖
信実
播磨
なる
志かの海
ま
ゆう
あら畠
に
何な
うち
の
たぞめ
とや
祝ん

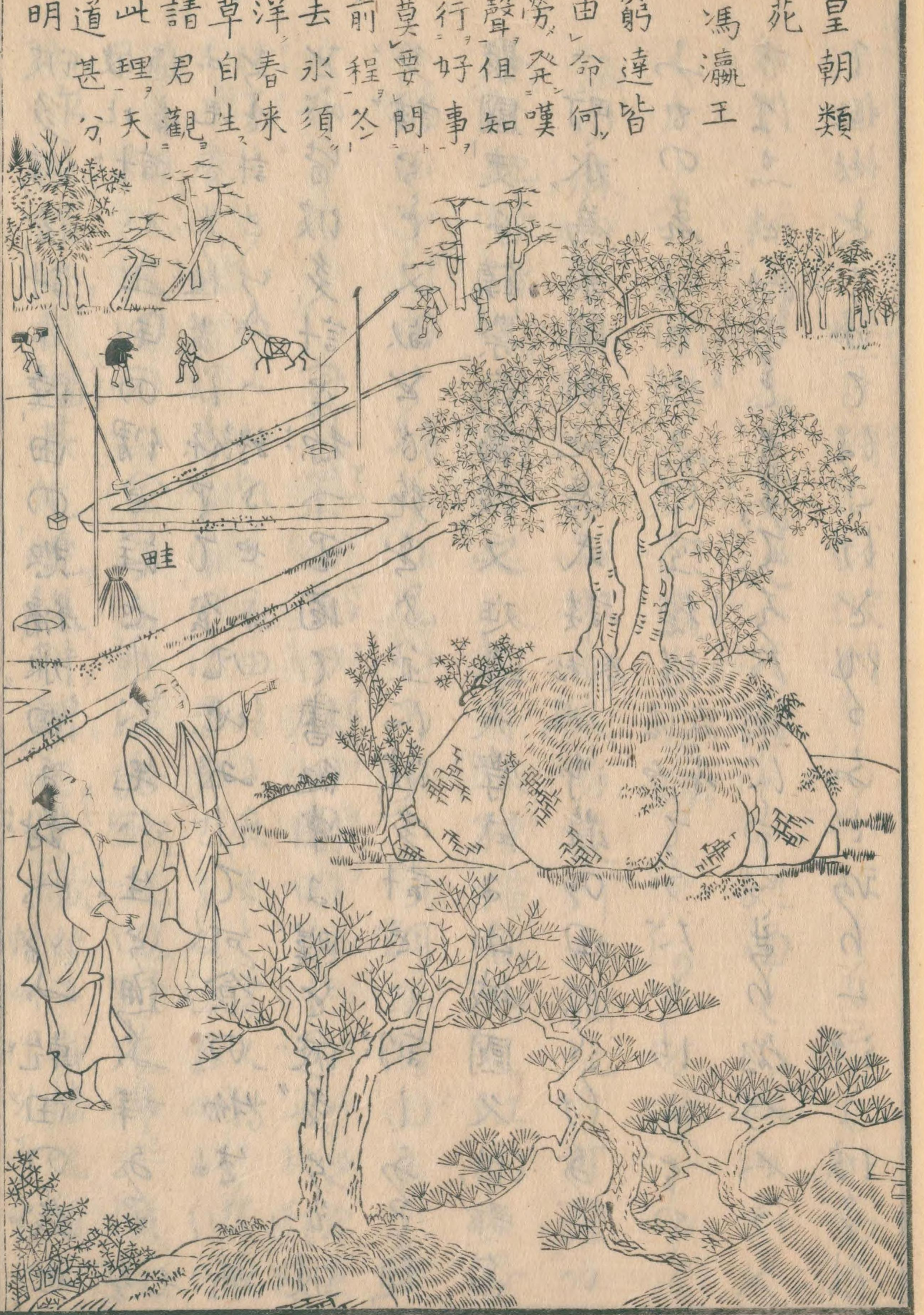

皇朝類
苑
馮瀛王
窮達皆
由命何
勞發歎
聲但知
行好事
莫要問
前程冬
去氷須
泮春来
草自生
請君觀
此理天
道甚分
明

ガラス使用

波多波多計ハ陸田の惣稱水田ニ對へいふ乾田の義也波比（通音）計ハ土毛の謂と注せしハ毛ハ生と通ふ辭なり（髪毛）土毛ハ生植者に係りて食凡也みして可食の物生る所とも計といふハ轉る也とバ皆波多計と稱へ且周て書紀中ニ暵を波多とも波多該なとと又畝とも苑とも並に波多計と訓しなり類聚國史ニ鎮祭高畠陵又延喜大學式ニ山城國久世郡畠一町永為菜圃園地源氏談（松風巻）御莊の田はたけなどいふもの荒侍りなば空穂談（藤原君巻）てうだなちなどの、方はしとみのもとまでなた帯につくまり敬乃人うへて畑をとりてはたけを作るなどあり一説ニ波多は治田也古ハ墾き耕る地波利といふにちまりしこハ西土にて耕種すべきの地ハ皆陸ともに田といふからだとくたとくハ國什などに藍畠麻畠などいふるも彼まで、藍田麻田といへるもおれし又易蒙引云西北方可種五谷之地皆謂之田南方之人指有水種稻者為之江南の俗ハ稻田とば田と稱せり凡いにしへ乃詞ニ陸田ニハ多く布とのミいへり粟田豆田麻田園田などと是也ニ（是草萊避生）淺茅生といふもおれし麻田後ニ麻生と書又轉して麻布と書けるハ誤まり園田は是園生となれば園のみく為る畑ハ火田の二合字なり漢語鈔ニ火田野老傳云横截山作畠謂之截幡其先燒後耕謂之燒幡（按ニ截幡燒幡の幡所謂万葉書也）

畠ハ白田を二合せし也並に麿榊などの字例なり和名鈔ニ引ク續搜神記ニ曰江南白田種豆白田一曰陸田又晉書傳玄傳云白田收至十餘斛水田收數十斛是白田ハ水田にあらざるの謂なり（文献通考云白田ハ上田也○水經注名白田種白穀名赤田種赤穀）今ハ水田にあらずして穀を種る畑と称し菜園を畠と字へ一定せりしの畑といふものハ賤が焼きて山畑などおきて焼畑は両様あり一ハ山林を伐開その跡の草莱を燓土と耡して粟豆をうゆるを焼播といふ（肥後國五箇村などにて木場稗といふもの山林を焼きし跡にうゝる稗の名なり）新撰字鏡に不耕蒔を夜伎麻伎又阿良麻伎といふ劉禹錫畬田行に上山燒臥木下種暖灰中といへる是一ハ土に燃るものあり其地草を四五寸計に刈取し片端より火を放ばその土の燃るなどさながら薪のおとし末までやゝ通て壤皆灰となるを疏通て種を撒に焼し土即肥となるなり然して灰ハ火氣を焼こめたるものなればおのづから煖なる氣をふくみて土に和ては温潤の生氣を存て極ての肥養となるものなり是亦火田に近しされど燓土といふハ稀に有ることなり月令に火耕水耨者のことあり漢書云燒草下水種稻益生因悉芟去復下水灌水草死獨稻長所謂火耕水耨也是ハ物種を害なす草を焼て根をたやし生草を

熱湯（タギユ）にひたし又ハ草をたやすくして腐らかし出し小糞ともなり又刀耕火種並に廣東新語に見えたる諺は畠作ハ猫の額（ヒタヒ）田他ハ牛の額といへるさしハ畑ものハ水田より少く作もとらるゝものなり畑ハ手入草切届かざれハ作（ツクリ）出（テ）さがたし（詩に無田甫田維莠（ハクサ）驕々とあるをいふも甫田ハ大畠なり）どもを田ばかりの地ハ耕人（ノウニン）立かぬるゆゑに三ツにして一ハ必畑を頒授なすべし又曰國處ハ山海平地ともにあるを上とし田あしくても畑よし海邊にても山寄なり立に出豊ありて皆豊に及ぶたいとなし

曾乃布（和名鈔○即圃園也）　曾乃（古事記）　宇良世（和訓栞後背を宇良といふ安八郎）

園の轉なり○枕草紙にゑせものゝ家のうしろあき畠などいふものにたとうるもしうなはからぬに桃木わかゞ立ていと楉（シモト）がちにさしいでゝる是家の後乃園畠（ハタケ）に桃樹うゑたるなり　菜園（ナハタケ・サヱン）延喜式

圃（說文種菜曰圃○周禮園圃毓草木注果蓏曰圃園ハ其樊（カキ）又云澤藪曰圃田）

蕃名サアイラント

背野の義也後園と云へるなり古語に背（ウシロ）を曾といふ萬葉に背向（ツカヒ）などよめり布ハ田也俗にハ園生（ソノフ）と書けり天武紀曰田園（タハタケ）者不問公私皆不耕悉荒（アル）と蓋波多計ハ陸田の大名なり　徒然草に陰陽師有宗が庭の徒に廣きこと淺ましく有べからぬ事也道をしる者ハうゑる事をつとむ細道一つ残して皆畠に作りまへと諫侍りき誠に少しの地をもいたづらに置ハ益なき事也食物藥種など植置べし

宇禰（書紀○即畦也）

宇奈（考冠辞）

（畦音攜亦作[illegible]集韻菜畦○史記千畦薑韭昭注畦猶壠○克己銘私為町畦注畦田隴也）

蕃名アツクケルホーレンス

宇禰ハ殖根の義といへり一説ニ田根の轉也垣根などいふことおなし按ニ陸田の阿世なり田ニ阿世といひ園ニ宇禰といふかれのけぢ別あり又畝をも宇禰といふハ地の小高きをさして園の壠畦と似たり書紀ニ畝丘宇祢乎とよみたるも是水田の畦とハ各別なり爾雅畝丘注丘有隴界如田畝釋名畝丘丘體滿一畝之地也○詩南東

其畝朱注畝壠也王安石云畝大抵以南為正故曰南畝

宇奈天（和名鈔○即畛也）

（畛音軫正字通井田間道也○周禮十夫有溝溝上有畛）

蕃名パアデイイ

畝手なり手ハ道なり万葉ニ道のまと道の長手と云履中紀四年掘石上溝又豊後風土記莵名手臣あり

多美增（古事記○即溝渠也）

（畎亦作甽𤰝字典疏通流注皆曰畎○和名鈔引陸詞田中渠也）

蕃名コートパン゜レイスト゜アツクケル

田水圍（タミリ）の義なる細溝ハ田乃ゑをば環（メグリ）て樊（カコヒ）のおとし書益

稷濬（ニシ）畎澮（ヲ）距（ニ）川

奈波天（和名鈔○即畎也）

田面道（タンホミチ）

畷説文田両陌間道也○廣韻田間道○禮記疏畷者謂井畔相連綴之所造此郵舍田畯處焉○呉都賦注畛畷謂地廣道多也舊井田間有畷有畛

蕃名パット

縄手とおもふ手ハ道なるを本田ハ丈量（ケンリヤウ）をする時縄引して

零れ所の間道（アゼミチ）なれ手ハ畝手（ウナテ）の手におなじ（京に四條古縄手あり）

故に陸奥のゑくゝ乃縄手ハ馬さくり宮までの月見やさ

をところ也

鹽田　濱田　鹽濱

鹵田（事文類聚即塩田なり）　鹽田（木華海賦）　鹽場（明律即塩濱なり）

蕃名ツウトケート

鹽ハ湿土煮（ウヒヂニ）沙土煮（スヒヂニ）二柱（フタハシラ）の神始（メ）給ひし仙臺塩竈の社前

に在ル所の大瓮（オホカベ）ハ塩を焚しの古器といへりむかしは潮

水を汲て釜にて煮取（リ）しよし見えたり故に羣居（ムレヰ）して貢（ミツギ）

をそなふる人やいふに汲煮（クミニ）のわざを先としける所を凡塩

濱ハ其賦ハ高賦にありしものにや三百歩と十二枚

国立国会図書館　タイトル『成形図説 30巻』 請求記号 145-1　ガラス使用

とし一晝夜百術の潮にて塩四十俵となり濱百枚十人手間といふ是何等をされおれしといへり然共水年旱歳にて其等則を斟酌をなさしむるなり西土ハ海遠き地多なれバ塩もて少く常に雞豚の醢汁を貯て塩梅となせり故に羹吸ものゝ味甚いぢらしく食をくはまねし沖縄人恒に語まる明清律などを讀て知るし諸侯などに水精塩一升を賜ふなどいふハ大判金拜領などの規模なる事なり是等にても　皇國人ハ常に魚塩の味に不足なくありがたき賜の恩頼をおもふに忘さ事れしむや本藩頴娃郡塩屋村は塩土老翁の遺墟まて今に到り一村の民塩と煑を業とし毎歳に枚聞神社に白塩を貢ま（是因其塩税を今に免さる也）或曰塩濱ハ是迄の山林よりゑて村木薪給ざる故村その濱を減しぢきに塩戸どもの作つけの為新田に成へし塩濱五百石の人ハ田地千五百石に入て餘れり塩濱にハ人多く入こむ故也（西土ハ塩濱尠く今清王塩を以て軍實）に備ふ凡福建川に官塩を載て運漕する巨艦毎日五十隻づゝ入こと常式にて昨の五十隻ハ今日引ちがへ出るを舟底ハ苞にて積入上の一面ハ白洲撒しやうにし石粉もて一そいの大字を手摸し路引とし毛表ハ格を並盬往来をつくる而船着バ則盬塩官呼んとぐあて檣に太秤を仕ゝけ左右に塩買船を擦させ秤を振せく籠に量入へ毎に券を加て授おゝ帳付れ後に受取し者假令五十石あらバ毛持てなどの券を盬塩官へ返せば帳に照例て勘定に若官塩を盗しゝものハ棄市に及ぶと沖縄人歎く兄て傍おとせ也朝野羣載ニ陸奥國浮島塩竈鳥海三箇社兄也（哥枕にも六十餘州の面白き塩竈の浦にあんんと為侍る）

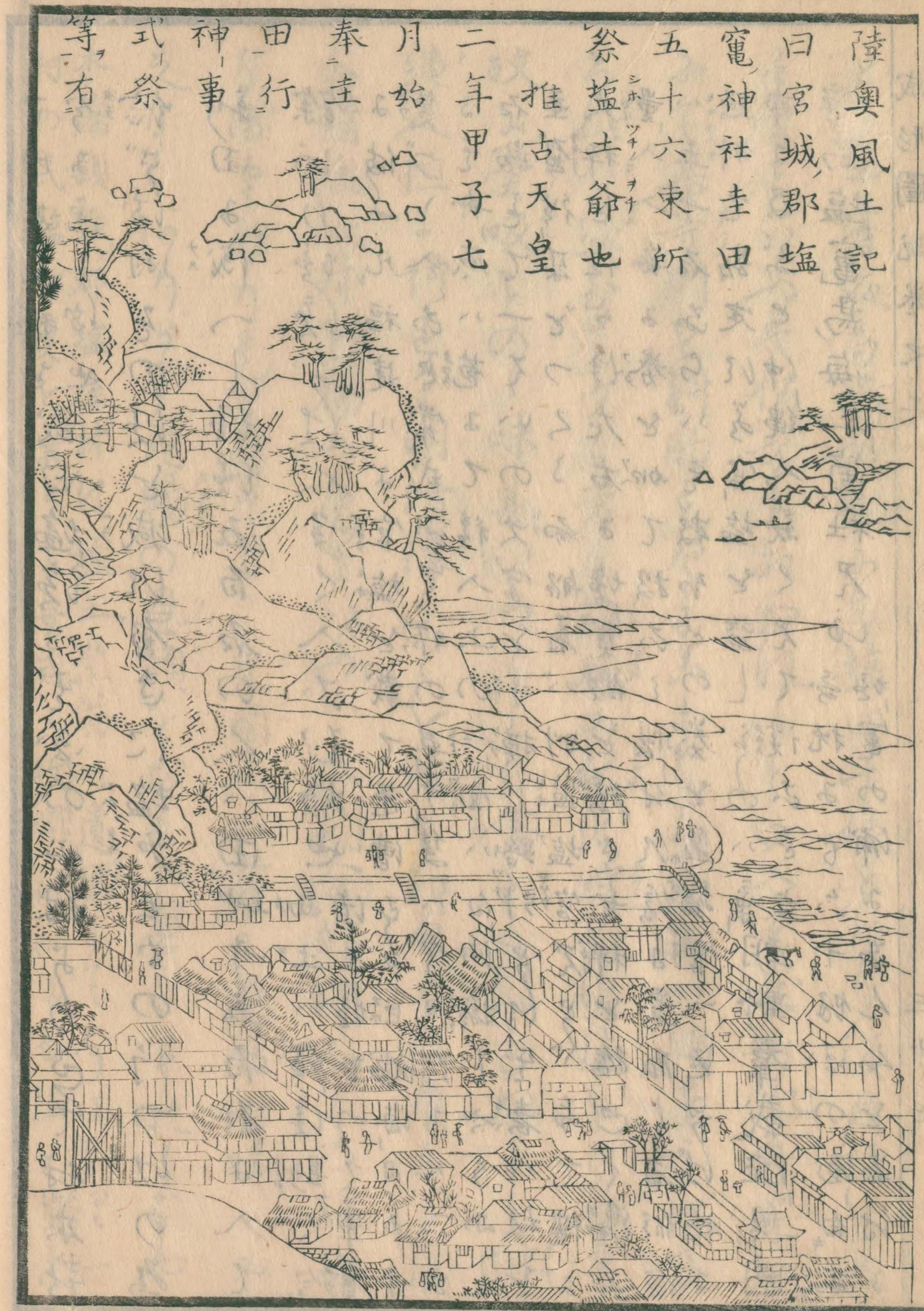

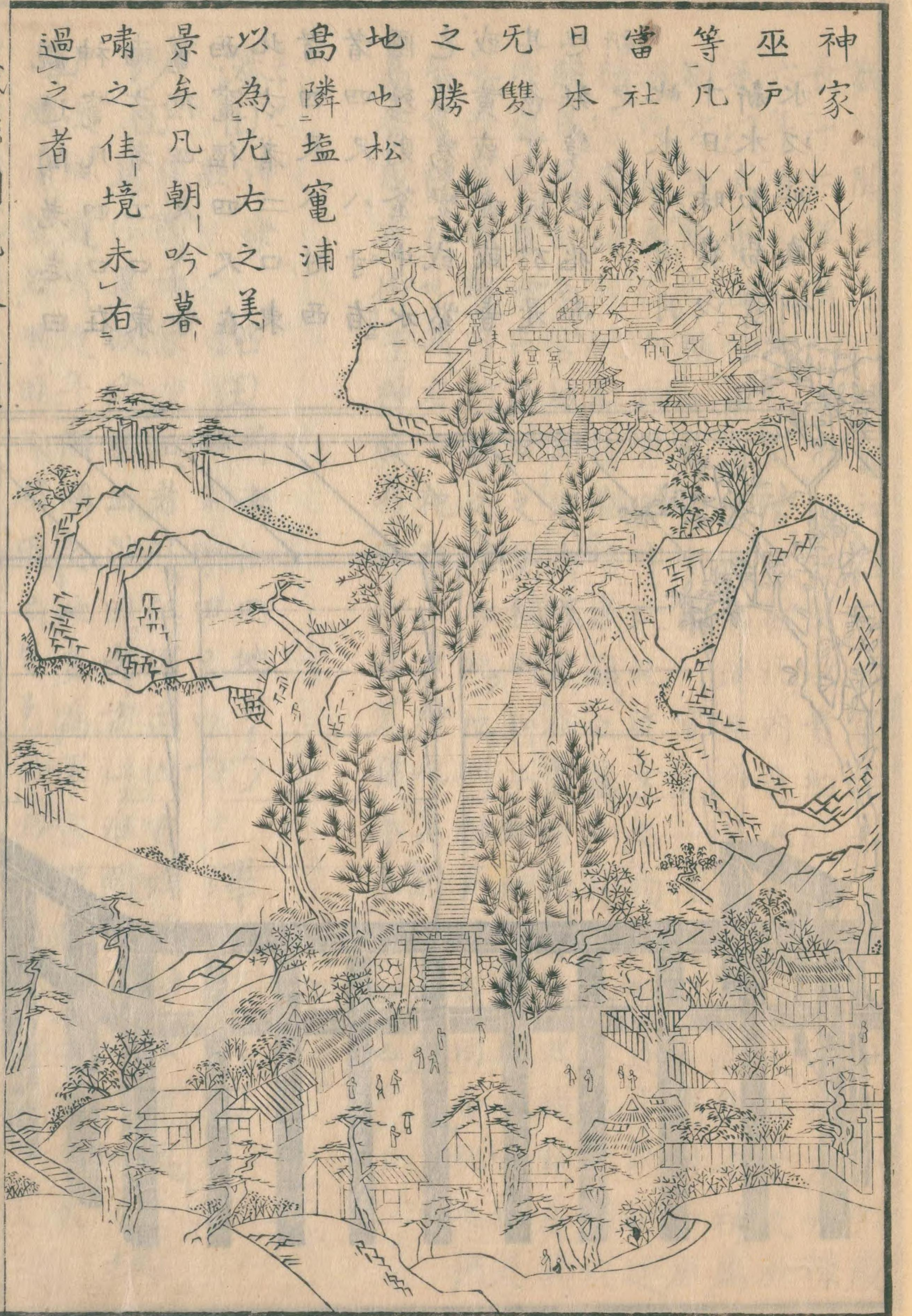

陸奥風土記曰宮城郡塩竈神社圭田五十六束所祭塩土爺（シホツチノヲヂ）也推古天皇二年甲子七月始奉圭田行神事式祭等有神家巫戸等凡當社日本无雙之勝地也松島隣塩竈浦以為左右之美景矣凡朝吟暮嘯之佳境未有過之者

ガラス使用

觀迹聞老志曰神竈凡四口在南方者二口東竈徑四尺八寸西竈徑四尺在北方者二口東者四尺八寸西者四尺八寸有國殃則釜中水色谷為變或紫或黃或赤或青其色不同於是恐妖孽之兆而祈之

此水以七月十日昧爽以新水而易舊水以此為例

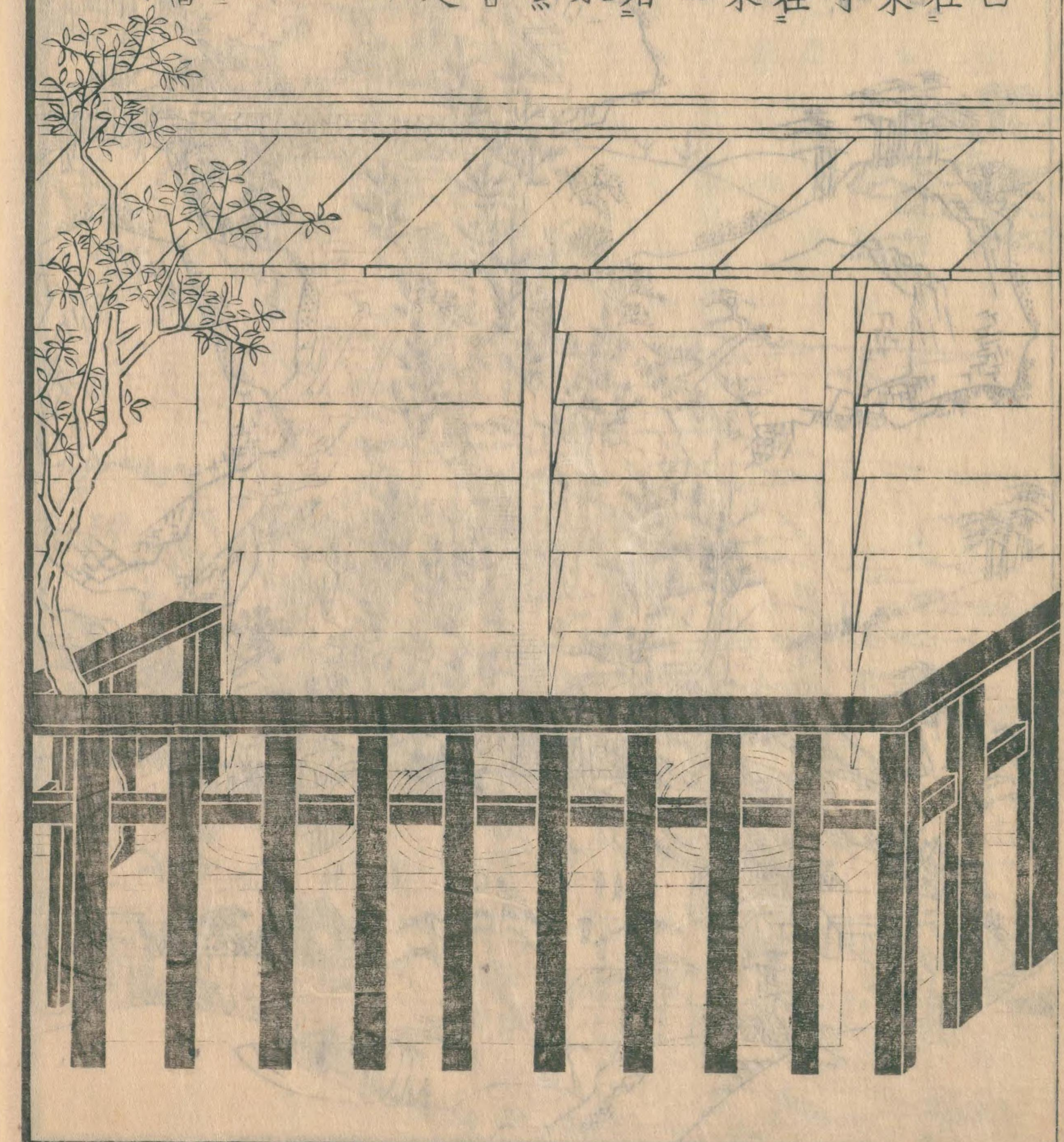

觀迹聞老志曰鹽竈神社在塩竈村去多賀城址十八町慶長十二年黃門君修造之又以貴船紀宮祀于本社東元禄六年肯山公又近紀宮于城北內邑為別社復大修營之於是以武甕槌命為左宮以經津主命為右宮皆南嚮岐神為別宮西嚮合稱之為陸奥國一宮正一位塩竈大明神白后源氏曰太古二神男名宇比地迩女名須比智迩宇比地迩猶言煮海須比智迩猶言煮鹹也蓋二神始為魚塩之利以贍民用故名宮城郡有志波彥祠栗原郡有志波姫祠志波即塩也彥姫古男女之美稱則知二郡所祀宇比須比神是也而宮城郡乃所都之墟而此地則醢戶所在因合祀之稱塩竈神社也其有二祀配以女神也其別宮猶鹿島香取有御子神社乃神之子若孫亦不可知也

湊田（神樂歌）

沼田（即漸洳の地なり俗に耿田といふ）

澤田

川田

沙田（經國雄畧沙田者乃江濱出沒百姓隨沙漲而田○農政全書云沙田南方江淮間沙淤之田也）

埧田（文献通考近年瀕湖之地多為軍宗侵據累土増高長隄彌望名埧田又湖田とも云築圍田の事をいふや）

大鏡曰純友ハ西国の海にいくらともなく大筏を數志らず其の上に土をふせてうゑ木をたてし四方山の田を作り住つるまゝにおぼろ事の軍にそうすべくもなくなりゆくをかしこく構て討てまゐらせしハいみじき事なりとあるもかやうに水乃上に田を構ふる事農政全書にも見えたり

塗田　田書○農政全書云夫低水種皆須塗泥然瀕海之地曲其頃畝多少不等上有鹹草叢生候有潮來漸惹塗泥初種水稗斥鹵既盡可為稼田所謂瀉斥鹵兮生稻粱盈邊海岸築壁或樹立椿橛以抵潮汎田邊開溝以注雨潦旱則灌漑謂之甜水溝其稼比常田利可十倍民多以為永業又中土大河之側及淮灣水滙之地與所在陂澤之曲凡潢汙洄互壅積泥滓退皆成於灘亦可種蓺秋後泥乾地裂布掃

麥種於上其所收比於田之効也夫塗田淤田各因潮漲而成以地法觀之雖若不同其收穫之利則無異也○又青州府志云海上斥鹵原隰之地皆宜稻播種苗出耘過四五遍即坐而待穫但雨暘以時每畝可收五六石次四五石秋收見戸舂米貿遷得高價可比魚鹽農業全書に斥鹵の濱田を田地となして後先水稗をうゑ蠶豆をうゑ木綿をうゑよく潮の氣ぬけして後作るべきよししるせしハ即此の塗田法といひしなり

凡海灘に新田を築展は海底に多の大松樹を沈て根係とし幾らともなく巨小石を打累て然て上に石堤を疊に其根を海の方に遠く廣く施て上さまに斜に築る事て海笑などの時濤先の沿へよするやうにつきいださな里常のごとく小石を海にはき立なば激浪に常しきて漸と石動て壊るべし因てむかしより海邊の新田は多

く大風津波の時に打崩されて数万の費を一時に滅び
しかも何某備前國岡山の於末多明神といへるハ昔時（ソノカミ）
津田某が海に沿（ソヘ）る地に十万石の新田を開きし時人柱
かゝりしかバ事済ぐらしと何りしらば起りといふ孀（ヤモ）
女（メ）ありしが生て益なき身なれバとて請て人柱となり
て海に入しかバ速めてより其新田成りて後地主の神
に祠りしなりと近世畸人傳に記しぬいにしへとかゝ
る例（タメシ）など國の史にさへ見えたれど縦（ヒ）十万の田地を得
とていかで人柱やハ立べき信（ウケ）らるまじきことにて何も因（チナミ）に
此事を彼國人に問に百年前のことや何某の海邊三里の

中に津田某新田を築出せし時ハ始新田場より一里許
の沖に杙（クヒ）をうちて大索（オホツナ）を三重張りわたしに大籠輪（タカワ）を沢く
に掛ありつゞ運ハせて近所の山丘を崩して濱潟（ハマガタ）を埋め
岩石を燬（ヤキ）て渠（ホリ）澮（ミゾ）を通しなどせし其背に大索の外にハ
流るゝ艸木の枝葉などをおのれと引掛りたるを其まゝ
新田の波打涯に立出しければ三里の渚（ナギサ）さながら籬（マセ）を
結ひしたるがごとく是にて潮鼻を防ぎて石垣（カキ）を築立
しことハ大索に舟輪を掛しハ浪に当られてゆるぎある
やうの為なり又門筋の堤を高くし諸所に閘（ヒノクチ）門を仕て
其啓閉（アケタテ）を轆轤（クルマキ）にて上下（アゲサゲ）して水を指（サシ）引ぬるほどにしては

いたるまで十八万石の新田一歳ごと水旱の患なしとかや津田氏ハ左源太と称れ元禄中人なる宿番頭にて田禄三千石を領に新田成て後其功を賞して加田四千石を給ふ津田固く辞て受ず再三に及びしかばち〳〵是まで新田乃役を勤る者どもに其四千石を頒與遣がしこ請しかどもに其の通りに免行ありしとなんこの津田ハ大石良雄乃従弟にて良雄ハ生國備前なれば津田に見也がてらに來りし時津田某播磨ハ陽氣いかゞ行るゝば號と問ければ良雄答て備前より八三分ほど早く覚えいきといひける津田さもしてと合点の解なりぬ候に侍りし者良雄か意し詠まてん知らぬよし言けるを津田又天日の氣につきてそのハ五穀の種穫を見わけてそれ五穀のおは氣候の遅速ありて往なし良雄も其事とありぬる人なれハ稲種の三分ほど備前より早く秀づといふと述といひしとかや今是にて実乃早らせなど播磨に流行ることおかひ合みちみるにかの蘖婦をば不様に用ゐしなどつ入ハ訛もこゝ極虚説なれバ處に併記して津田氏の寃を雪ぎけるのこ駿河風土記に國造伊勢部直来于此梁橋

海潮之害鮮レ聞之當時所レ築島田之堤津機之要障今猶存之是なりしを潮防の道おのづからかしこかりしをしるべし頃ハ水利の事よくはしくいへり

成形圖説巻之二終

ガラス使用